



資料 2

令和5年度第3回
横浜市地域包括支援センター
運営協議会
(令和6年3月28日)

改正介護保険法（介護予防支援の指定対象 拡大及び総合相談支援事業の一部委託）の 施行に伴う本市の対応状況について

令和6年3月28日

横浜市健康福祉局高齢在宅支援課
介護事業指導課
地域支援課

明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

■地域包括支援センターの現状と方向性

- ・ 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- ・ このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

■地域包括支援センターの負担軽減のために

- ・ 地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大することが適当
- ・ 総合相談支援業務について、センターの専門性を活かした効果的な実施等の観点から、居宅介護支援事業所などの地域の拠点をランチやサブセンターとして活用することを推進することが適当。また、質の確保に留意しつつ、市町村からの部分委託等を可能とすることが適当。

改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大



現行（～R6.3.31）

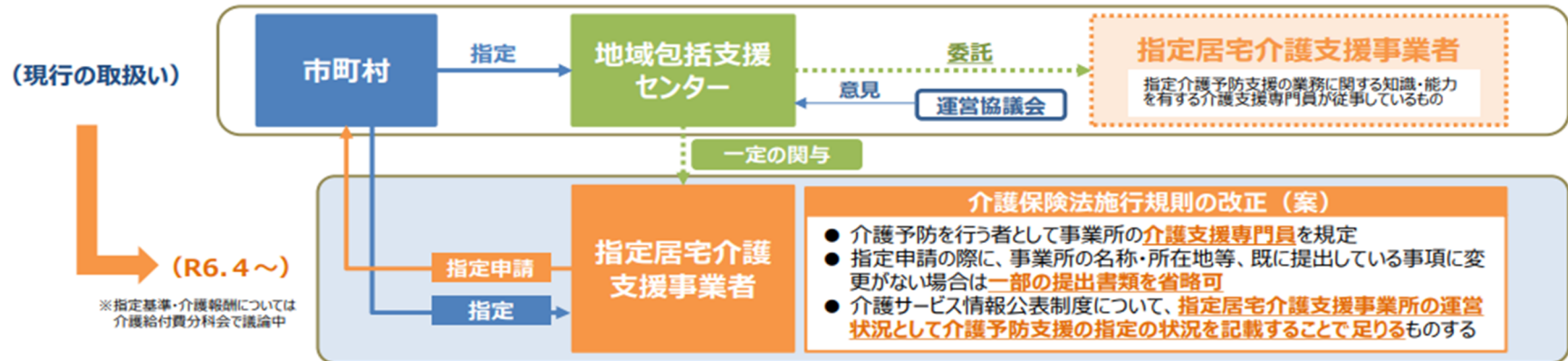
要支援者に対する介護予防支援業務（介護予防ケアプランの作成等）は、**地域包括支援センターが指定介護予防支援事業者として市町村から指定を受けて業務を実施。**また、その業務の一部を**居宅介護支援事業者に委託**することができる。



R6.4～

地域包括支援センターに加え、**居宅介護支援事業者が市町村から、直接介護予防支援事業者としての指定を受け、直接利用者**と契約し、介護予防支援業務（介護予防ケアプランの作成等）を実施することができる。

1. 指定居宅介護支援事業者が、介護予防支援の指定を受けて実施する場合の所要の手続き等



改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

実施上のメリット

従来地域包括支援センターが行っていた介護予防ケアプランの決定や契約、報酬の請求等の業務にかかる負担の軽減が期待できる

課題

- 介護報酬が低く抑えられている
- 居宅介護支援事業所の人材（ケアマネジャー）不足
→介護予防ケアプランを作成する事業所の確保

本市の対応

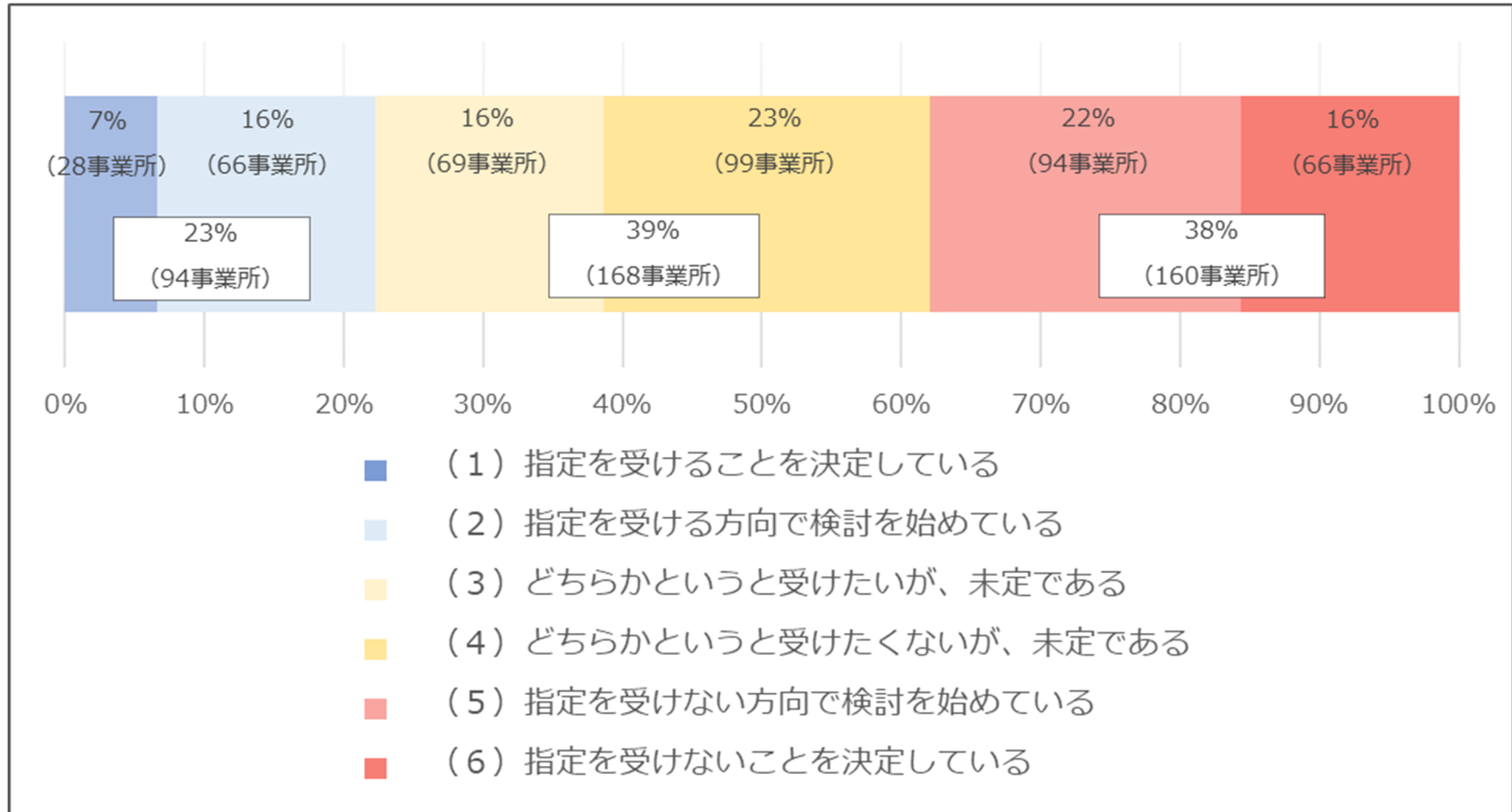
- 居宅介護支援事業所の介護予防支援の指定を4月1日から開始
- 市内居宅介護支援事業者に対し、介護予防支援の指定を受けることについての意向や課題を把握するためのアンケートを実施

改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大



■市内居宅介護支援事業所（866事業所）へのアンケート結果
回答：422事業所（回答率48.7%）

【介護予防支援の指定を受ける意向】



改正内容① 指定介護予防支援事業者の対象拡大



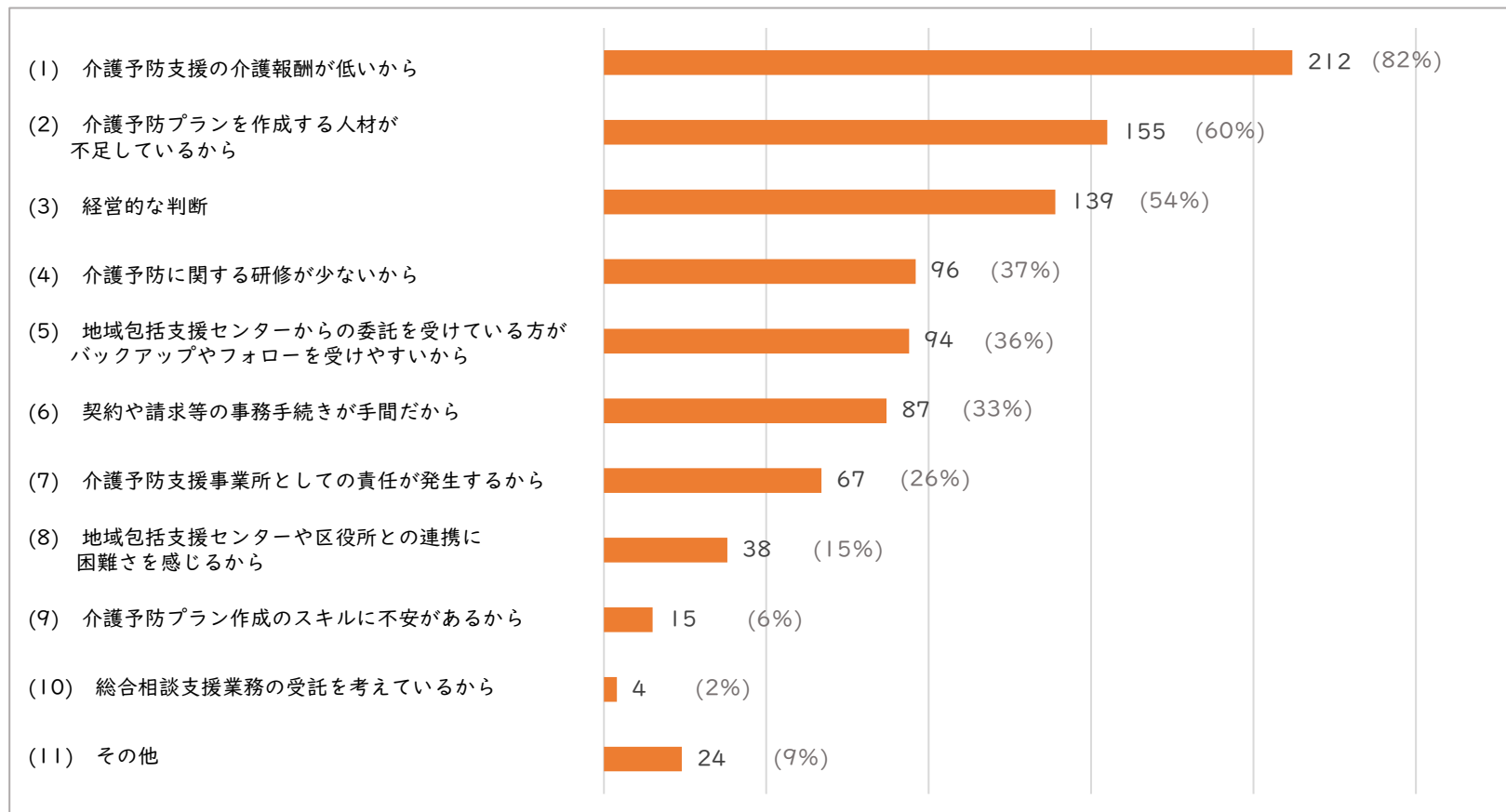
明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

■市内居宅介護支援事業所（866事業所）へのアンケート結果

回答：422事業所※（回答率48.7%）

※このうち「指定を受けないことを決定・検討している、受けたくないが未定」の259事業所が回答

【介護予防支援を受けることの課題（複数回答）】



改正内容② 総合相談支援事業の一部委託



明日をひらく都市
OPEN X PIONEER

現行（～R6.3.31）

地域包括支援センターでは、包括的支援事業の総合相談支援業務として、高齢者の様々な相談を幅広く受け付け、介護保険サービス、行政機関や医療機関等の制度やサービスを紹介するなど、制度横断的な相談支援を実施。



R6.4～

居宅介護支援事業所等が地域包括支援センターから、総合相談支援業務の一部について委託を受け、総合相談支援業務を実施することができるようになる。
委託の実施にあたっては、予め、地域包括支援センター運営協議会の意見を聴聞し、所定の事項を届け出る必要がある。

